八　隣接チャネル漏えい電力

［1　略］

2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	25kHz
分解能帯域幅	100Hz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近となるレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3～6　略］

九　副次的に発する電波等の限度

［1～5　略］

6　その他

［(1)・(2)　略］

(3)　自動的に又は遠隔操作によって中継を行う無線設備では、受信アンテナ端子において測定を行う。

［十～十二　略］

第二　変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの

一　一般事項

第一の一の項に同じ。

八　隣接チャネル漏えい電力

［1　同左］

2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	25kHz
分解能帯域幅	100Hz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近となるレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3～6　同左］

九　副次的に発する電波等の限度

［1～5　同左］

6　その他

［(1)・(2)　同左］

［新設］

［十～十二　同左］

第二　変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの

一　一般事項

1　試験場所の環境条件

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

(2)　その他の場合

周波数の偏差についての試験の場合は、(1)に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。

2　電源電圧

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2)　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。